

求められる日弁連司法改革運動の総括

立松 彰（千葉県弁護士会）

1 日弁連が臨時総会において、司法試験合格者 3000 名の事実上の容認とその受け皿としての法科大学院制度の導入を決議したのは 2000 年 11 月 1 日のことであり、それから 16 年が経過しようとしている。この間、2001 年 6 月の司法審意見書を受けて司法試験合格者 3000 名が閣議決定され、2004 年に法科大学院が開校したものの、新司法試験合格者は一度も 3000 名に至ることなく（2012 年の 2102 人が最高）、閣議決定自体が撤廃され、また、法科大学院制度も破綻状態にある。そして、法曹養成制度の混迷と弁護士過剰だけが残された。

2 この 11.1 臨時総会当時の資料を見ていたところ、忘れていた記憶が甦った。それは司法改革推進派による「法曹一元制度」の実現という「熱狂」である。1990 年の中坊公平会長（当時）以降の日弁連の「司法改革」運動において、その最大ともいえる目標は「法曹一元制度」の実現にあった（今から振り返ると夢のようであるが、それ故、夢のように忘れてしまっていたのであろう）。そこでは、法科大学院構想が、単に大量増員のための受け皿として語られたに留まらず、より積極的に「法曹一元制度」の実現のためとしても語られていたのである。11.1 臨時総会決議の第 3 項は、次のようにいう。

「法曹一元制を目指し、21 世紀の『市民の司法』を担うのにふさわしい専門的能力と高い職業倫理を身につけた弁護士の養成を眼目として、下記事項を骨子とする新たな法曹養成制度を創設し、大学院レベルの法律実務家養成専門機関（以下『法科大学院（仮称）』という。）における教育と、その成果を試す新たな司法試験及びその後の実務修習を行うこととし、弁護士会は、これらに主体的かつ積極的に関与し、その円滑な運営に協力する。」

3 また、11.1 臨時総会直前に久保井一匡会長（当時）は会員に次のように訴えている。

「現在進行中の法律事務所の法人化や、法科大学院構想によって法曹の質の維持、向上が図られ、法曹一元制実現に向けての条件整備は大きく前進しており、法曹一元の方向性を示す機は熟しています。」

「21 世紀に相応しい法曹養成制度として、審議会が現在検討中の法科大学院構想を、法曹一元制を展望する中で正しく受け止め、目指すべき法科大学院について積極的に提言していくべきです。具体的には、人と社会を深く理解し、法による正義の実現のために必要とされる能力と高い職業倫理とを備えた弁護士を、社会が必要とするだけ養成できる制度とならなければなりません。」

私は、このような法科大学院構想の制度設計が正しくなされるならば、法曹一元制の理念に適い、現在の法曹養成制度の問題点を解消しうるものになると確信しています。」

（「法曹一元と陪審を実現し市民のための大きな司法を一臨時総会開催にあたり会員の皆様に訴えます」『日弁連新聞号外（2000 年 10 月 7 日）』）

4 この訴えには、約 4400 字の本文中に 16 回も「法曹一元」が登場するが、弁護士から裁判官を輩出する（法曹一元の実現）ためには、多くの司法試験合格者が必要（弁護士の大量増員）であり、そのためには法科大学院が有効だ、という単純な物語が語られて

いるにすぎず、法科大学院制度と「法曹一元」を結びつける理念等は示されていない。

「法曹一元制度」の実現とそのための弁護士大量増員の容認という「熱狂」は、当時を知る会員には体感的に理解頂けると思われるが、その後の世代ことに法科大学院世代の若い会員には理解できないであろう。

- 5 11.1 臨時総会決議から約半年後に公表された司法審意見書は、「法曹一元制度」を棚上げしたうえで「法曹一元」なき 3000 人並びに 3000 人受け入れのための法科大学院制度を提言した。以後、日弁連の運動から「法曹一元制度」の実現という目標は消えた。

11.1 臨時総会決議は、法曹養成制度の混迷と弁護士過剰の最大の原因であるとともに、日弁連の司法改革運動の「失敗」の象徴でもある。現在の混迷を乗り越えるためにも、この混迷をもたらした司法改革運動とは何であったのか、その総括が必要である。

(2016 年 10 月 28 日 記)